

瀬戸市の後援等に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、瀬戸市（以下「市」という。）が、展示会、講演会その他の事業（以下「事業」という。）について、後援又は推薦（以下「後援等」という。）を行う場合の許可基準、手続き等について、必要な事項を定めるものとする。

(後援等の区分)

第2条 市が行う後援等の区分は、次によるものとする。

- (1) 後援は、名義貸与のみとし、原則として無料の事業とする。ただし、有料であっても、国又は地方公共団体が主催、共催又は後援する事業及び公共的活動を目的として結成された団体（以下「公共的団体」という。）が主催する事業については対象とすることができる。
- (2) 推薦は、名義貸与のみとし、原則として有料の事業とする。

(申請)

第3条 事業の後援等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該事業開催日又は後援等を公表する日の20日前の日のいずれか早い日までに瀬戸市後援等申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

2 申請書は、次の書類を添付するものとする。

- (1) 役員名簿、規約等、主催する団体がわかるもの
- (2) 開催要項等、事業内容がわかるもの
- (3) 収支予算書（有料事業の場合のみ）
- (4) その他市長が指定するもの

(許可基準)

第4条 市が後援等を行うことができる事業は、事業の目的及び内容が別表の推進する事業に定める事業に寄与すると認められる公共性の高い事業であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は他の地方公共団体が主催又は共催する事業
- (2) 教育機関、報道機関又は公共的団体が主催し、事業の内容、入場料、会場等が妥当であると認められる事業
- (3) その他市長が特に適当であると認める事業

2 市長は、後援等を受けようとする事業が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等を許可しないものとする。

- (1) 社会的に悪影響を及ぼすおそれのある事業
- (2) 特定の宗教団体・政治団体に関する事業
- (3) 一部の限られた者等を対象とする事業（地域活動促進に寄与する事業を除く。）
- (4) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）と関係がある、又はそのおそれのある事業
- (5) その他市長が後援等を行うことが不適当であると認める事業

(後援等の許可)

第5条 市長は、前条第1項各号に該当する事業について、後援等を許可するものとする。
ただし、許可する前に後援等を公表したときは、許可しないものとする。

(通知)

第6条 前条の規定により、後援等を許可した場合は、瀬戸市後援等許可通知書(第2号様式)を、後援等を許可しない場合は、瀬戸市後援等不許可通知書(第3号様式)により速やかに申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 許可を受けた者は、後援等の許可を受けた事業内容が変更となった場合は、速やかに変更内容を明らかにした瀬戸市後援等変更申請書(第4号様式)を提出し、その内容について許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請の結果について、瀬戸市後援等変更許可(不許可)通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(後援等の取消し等)

第8条 市長は、後援等を許可した事業が事業完了前に第4条第2項各号及び第5条ただし書の規定に該当することが判明した場合は、後援等の許可を取り消すものとする。

2 事業完了前後にかかわらず前項の規定に該当することが判明した場合は、今後同一又は類似する事業に対する後援等を許可しないものとする。

(実績報告)

第9条 後援等の許可を受けた者は、事業完了後30日以内に瀬戸市後援等実績報告書(第6号様式)を、市長に提出しなければならない。

(後援等許可に関する事務)

第10条 後援等許可に関する事務は、その事業の目的、内容及び後援の区分に応じてそれぞれ所管する部署が行うものとする。

(庶務)

第11条 この要領に関する庶務は、秘書広報課が処理する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

所管する部署	推進する事業
市長直轄組織 防災安全課	防災の推進に寄与する事業
企画部 秘書広報課	平和都市に関する事業
企画部 政策推進課	シティプロモーションの推進に寄与する事業
経済文化部 商工観光課	商業、工業、陶磁器産業又は観光の振興に寄与する事業
経済文化部 文化課	文化芸術活動の健全な振興と育成に寄与する事業
経済文化部 スポーツ課	スポーツの振興に寄与する事業
市民生活部 コミュニティ推進課	NPO 及び市民活動、自治会活動、公民館活動、生涯学習活動の促進と向上に寄与する事業
市民生活部 多様性協働課	国際交流、男女共同参画、大学コンソーシアムせと等の活動の促進と向上に寄与する事業
市民生活部 環境課	自然環境の保全、省エネルギー及び省資源の推進、ごみの減量化及びリサイクルの推進に寄与する事業
健康福祉部 社会福祉課	障害児・障害者福祉の向上に寄与する事業
健康福祉部 高齢者福祉課	高齢者福祉の向上に寄与する事業
健康福祉部 こども未来課	児童福祉の向上に寄与する事業
健康福祉部 健康課	保健及び医療の向上に寄与する事業
都市整備部 農林課	農業及び林業の振興に寄与する事業